台灣國際專利法律事務所
TIPLO Attorneys-at-Law

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorenys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2010 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2010 年 09 月号(J133)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト http://www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01 ソニー液晶テレビ委託生産五割へ　台湾メーカーに発注増、円高の影響

02 中台間知的財産権保護協力協定及び関連法案を国会が承認

03 経済財政関連法的規制緩和　魅力的な投資環境を、グローバル投資誘致専門チーム発足後の第一弾：日本電子書籍出版協会、講談社、ソニーらと MOU 調印

04 ドイツと互いに付加価値営業税免除　出展やビジネス活動関連支出が対象

05 ルクセンブルクと金融監理 MOU に調印、更なる市場開放への第一歩

06 日本医療サービス業と連携で中国進出　ECFA 締結に伴うビジネスチャンス到来

07 金融消費保護法案、株や先物以外の小口取引紛争を専門機関で処理

08 行政訴訟制度改革　来年三級二審制へ

09 民事工事紛争事件扱う専門法廷　9 月 1 日から運営

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

外国特許権侵害への警告書について―最高行政裁判所 96 年度判字第 1397 号判決を論じる

02 商標権関連

中国で著名商標と認定された中国三一自動車グループの商標とベンツ商標の類否をめぐり、他国で類似を構成しない判断が出ているものの、台湾では登録されて 40 年間経ったベンツに関する諸商標と、登録して僅か 3 年の係争商標が長年市場に並存することが認められず、かつ外観の構図が類似し、混同誤認を生じるおそれがあることが否めないため、無効審判が成立し、係争商標が取り消された事例

03 公平取引関連

信義房屋広告不実

今月のトピックス

J100901X5

01　ソニー液晶テレビ委託生産五割へ　台湾メーカーに発注増、円高の影響

ソニーの台湾法人は、今年の液晶テレビの年間出荷量 2,500 万台という目標は変わらないが、円高ドル安の状態が続いていることから、機種に応じて海外製造拠点からの調達量を調整する方向で検討を進めてきた結果、今年の委託生産は外部調査機関 Display Search が予測していたよりも 1 割多い 50%程度に達する見通しを示している。ソニーからの発注増で高い技術力をかわれている台湾メーカーは最大の恩恵を被ると市場関係者はみている。

円高対策としてソニーは今年 4 月に始まる 2010 年会計年度に液晶テレビの委託生産を五割に引き上げることにしている。円高という悪材料が消えない限り、ソニーの委託生産の割合は来年になってさらに八割に増えるとみられ、パートナーのような関係をもつ台湾メーカーにとってむしろそれに越したことはないだろう。

また、ソニーは台湾企業「中環」と連携して 3D テレビを発売し、台湾における 3D テレビの販売シェアでナンバーワンを目指している。今年のソニーの 3D テレビの販売台数は液晶テレビの総出荷量の一割を占める 250 万台に達する見込みである。台湾における 3D テレビの販売台数は約 6,000 台、その半分をソニーブランドが占め、そして液晶テレビは 100 万台、去年と同じトップの座を維持できるだろうと台湾ソニーは予測する。（2010.09）

J100818Y5

02　中台間知的財産権保護協力協定及び関連法案を国会が承認

8 月 17 日の立法院（国会に相当）臨時会議で「海峡両岸知的財産権保護協力協定」及び専利法（特許法）第 27 条~第 28 条、商標法第 4 条、植物品種及び種苗法第 17 条を改正する案が可決され、成立した（詳しくは下表をご参照）。

この協定が締結されたことにより、台湾と中国は WTO 関連協定に基づき、特許、商標及び植物品種に関して優先権を承認することになる。その関連措置として現行法を次のとおり一部改正する。

1. 特許法第 28 条 : 優先権を主張するときは、願書に最初の出願が受理された世界貿易機関加盟国を明確に記載し、出願が受理されたことを証明する書類を提出しなければならない。
2. 商標法第 4 条 : 世界貿易機関でなされた商標登録出願をもとに台湾に出願したときは、優先権を主張することができる。優先権を主張するときは、願書に最初の出願を受理した世界貿易機関加盟国を明確に記載し、その国が受理したことを証明する書類を提出しなければならない。
3. 植物品種及び種苗法第 17 条 : 世界貿易機関加盟国で植物品種または種苗について最初の登録出願をした場合、一定の期間内に優先権を主張することができる。

特許法第 27 条、第 28 条改正条文対照表	
改正条文	現行条文
第 27 条　出願人が同一の発明について、**<u>中華民国と互いに優先権を認めている国又は世界貿易機関加盟国</u>**において、法により第一回の特許出願をし、且つ第一回の特許出願の日から 12 ヶ月以内に中華民国に特許出願をするときは、優先権を主張することができる。 前項規定により、出願人が一出願について二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の起算日は最先の優先日の次の	第 27 条　出願人が同一の発明について、世界貿易機関加盟国又は中華民国と互いに優先権を認めている外国において、法により第一回の特許出願をし、且つ第一回の特許出願の日から 12 ヶ月以内に中華民国に特許出願をするときは、優先権を主張することができる。 前項規定により、出願人が一出願について二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の起算日は最先の優先日の次の

日とする。 外国出願人が世界貿易機関加盟国でない国の国民であり、その所属する国は我が国と優先権を互いに認めていない場合であっても、世界貿易機関加盟国又は互恵国の領域内に住所又は営業所を設けているときは、第 1 項規定により優先権を主張することができる。 優先権を主張するものについて、その特許要件の審査は優先日を基準とする。	日とする。 外国出願人が世界貿易機関加盟国でない国の国民であり、その所属する国は我が国と優先権を互いに認めていない場合であっても、世界貿易機関加盟国又は互恵国の領域内に住所又は営業所を設けているときは、第 1 項規定により優先権を主張することができる。 優先権を主張するものについて、その特許要件の審査は優先日を基準とする。
第28条　本前条規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に声明を提出し、並びに願書に**第一回の出願**の出願日及び当該出願が受理された国**又は世界貿易機関加盟国**を明記しなければならない。 出願人は出願日から4ヶ月以内に、前項の国**又は世界貿易機関加盟国**が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。 前二項規定に違反したときは、優先権を失う。	第28条　本前条規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に声明を提出し、並びに願書に外国での出願日及び当該出願が受理された国を明記しなければならない。 出願人は出願日から4ヶ月以内に、前項国の政府が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。 前二項規定に違反したときは、優先権を失う。

商標法第 4 条、第 94 条改正条文対照表	
改正条文	現行条文
第 4 条　中華民国と優先権を相互に承認する国**又は世界貿易機関加盟国**において、法により登録出願がなされた商標であって、その出願人は第一回出願の日の翌日より 6 ケ月以内に中華民国に登録を出願したものは、優先権を主張することができる。 前項の規定により優先権を主張するときは、登録出願と同時にその旨を声明し、並びに願書に**第一回出願**の出願日及びその出願を受理した国**又は世界貿易機関加盟国**の国名を明記しなければならない。 出願人は出願日の翌日より 3 ケ月以内に**前項の国又は世界貿易機関加盟国**が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。 前二項の規定に違反したときは、優先権を失う。 優先権を主張するときは、その登録出願日は優先日を基準とする。	第 4 条　中華民国と優先権を相互に承認する国において、法により登録出願がなされた商標であって、その出願人は初めての出願の日の翌日より 6 ケ月以内に中華民国に登録を出願したものは、優先権を主張することができる。 前項の規定により優先権を主張するときは、登録出願と同時にその旨を声明し、並びに願書に外国での出願日及びその出願を受理した国の国名を明記しなければならない。 出願人は出願日の翌日より 3 ケ月以内に当該外国政府が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。 前二項の規定に違反したときは、優先権を失う。 優先権を主張するときは、その登録出願日は優先日を基準とする。
第 94 条　本法は公布日から 6 ヶ月経過した日に施行する。 **本法改正条文の施行期日は、行政院が定める。**	第 94 条　本法は公布日から 6 ヶ月経過した日に施行する。

植物品種及び種苗法第 17 条改正条文対照表	
改正条文	現行条文
第 17 条　出願人が同一の品種について、中華民国と互いに優先権を認めている**国又は世界貿易機関加盟国**において、法により第一回の品種権出願をし、且つ第一回出願の日	第 17 条　出願人が同一の品種について、中華民国と互いに優先権を認めている外国において、法により第一回の品種権出願をし、且つ第一回の出願日の翌日から 12 ヶ月以内

の翌日から 12 ヶ月以内に、中華民国に品種権出願をするときは、優先権を主張することができる。 前項規定により、優先権を主張するときは、出願時にその旨を声明し、並びに出願日の翌日から4ヶ月以内に、**<u>前項の国又は世界貿易機関加盟国</u>**が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。これに違反したときは、優先権を失う。 優先権を主張するものについて、その品種権要件の審査は、優先日を基準とする。	に、中華民国に品種権出願をするときは、優先権を主張することができる。 前項規定により、優先権を主張するときは、出願時にその旨を声明し、並びに出願日の翌日から4ヶ月以内に、当該外国政府が受理したことを証明する出願書類を提出しなければならない。これに違反したときは、優先権を失う。 優先権を主張するものについて、その品種権要件の審査は、優先日を基準とする。

（2010.08）

J100802Y5

03　経済財政関連法的規制緩和　魅力的な投資環境を、グローバル投資誘致専門チーム発足後の第一弾：日本電子書籍出版協会、講談社、ソニーらと MOU 調印

グローバルな投資誘致活動の展開により、行政院は経済財政関連法規の全面的な見直しを行い、さらに特定の産業のニーズに応じて規制を緩和する方針を示している。各部会で法的規制の緩和を検討する単一窓口や専門チームを設置し、外資誘致に有利なビジネス環境を作る。

投資誘致活動の第一弾は、産業界の代表が提案した法的規制の緩和。たとえば韓国、シンガポールのように桃園航空シティ自由貿易港区域の設置に関する規制緩和、国際医療を専門的に行う私的機関の会社設立認可、クラウドコンピューティング機器を設置するエリアに関する建築法規、日本の六本木ヒルズのような地域的都市再開発など。

行政院経済建設委員会により、前の段階の法的規制の緩和は投資環境の改造に重点を置いたが、今の段階では、特定の産業発展について検討を進める。

先日、日本から帰国した行政院「グローバル投資誘致活動先発団」は、講談社、電子書籍出版協会、ソニー、エフアイエス株式会社と協力覚書、楽天グループとはレター・オブ・インテント（詳細は下表をご参照）に調印し、見事な成果を上げていると発表した。日本企業は使用許諾や資本提携・技術提携の形で対台湾投資を拡大し、電子ブック、映画、動画、ゲーム制作、マルチメディアのオンラインエンターテインメント技術やコンテンツプラットフォームなどデジタルコンテンツの文化創造産業業者との提携が第一弾の主軸。

2011 年におけるデジタルコンテンツ市場の拡大が期待される中、電子ブックの成長はより鮮明になってくるだろう。販売好調で電子ブックリーダーという新興市場の争奪戦をどう勝ち抜くか？勝敗の分かれ目は何か？電子ペーパーのコア技術は E Ink、SiPix、 ブリッジストーン、富士通が握っている。前二社はすでに台湾の「元太科技工業（Prime View International)」、「友達光電 AUO」に買収され、今では世界中の電子ペーパーの九割は台湾メーカーが提供している。パネル市場シェアも一位か二位を争っている。電子ブックの川上、川中、川下産業のサプライチェーンを揃えて持つ台湾では、これからも世界市場に重要な影響力を発揮するとみられる。

さらに中国との ECFA 締結で、双方の関係はより緊密になり、たとえば中国電子ブック最大手の「漢王」は「元太」の顧客で、ソニーもそうである。今年、「元太」は中国出版社と連携してデジタル教材の利用を促進し、また中国語電子ブックプラットフォームの宣伝普及で現地のマスメディア業者に協力し、E-ラーニング市場を共同開発することが伝えられている。本来経済貿易で緊密な協力関係をもっている台湾と日本企業には新興分野の中国上陸への追い風であろう。

グローバル投資誘致先発団	
協力覚書（MOU）調印	主な内容
ソニー	クラウドコンピューティング技術提携、マルティメディアオンラインエンターテイメント技術協力、新興市場専用情報通信製品の開発
講談社／日本電子書籍出版協会	映画・動画・ゲーム制作の利用許諾における共同協力、対台湾投資拡大
エフアイエス株式会社	先端半導体・自動車の共同研究開発、環境、医療、ガス計測器などの安全機器の共同開発、研究開発拠点の共同設置。
レター・オブ・インテント（LOI）調印	主な内容
楽天グループ	消費者金融事業拡大、クラウドコンピューティング技術活用のマルティメディアプラットフォーム構築、対台湾投資拡大、世界市場進出
交渉中	主な内容
三菱商事、Yamazaki、Mazak、富士通、NEC、TDK、日立、三井住友銀行	システム統合チーム設置、WiMAX システム統合技術、国際研究開発センターを台湾に設置、クラウドコンピューティング産業への投資、中台間 ECFA 締結後の投資協力
出所：行政院 MOU：Memorandum of Understanding LOI：Letter of Intent	

（2010.08）

J100827Y8/J100826Y8/J100818Y8/J100630Y8

04　ドイツと互いに付加価値営業税免除　出展やビジネス活動関連支出が対象

2010 年 7 月 1 月から台湾のビジネスマンがドイツの展示会や見本市に出展･参加したりビジネス活動を行ったりするための出費について納付すべき税金が 1,000 ユーロ以上の場合、19% の営業税が免除されることになる。

毎年ドイツでの展示会等に参加する台湾の会社は 4~5 千社に達する。ドイツの営業税率はかなり高い 19%で、企業にとって大きな負担となっている。そこで、ドイツでは外国と互恵で税制上の優遇措置を導入しているのを知った財政部（財務省に相当）は、台湾の付加価値型及び非付加価値型営業税法に第 7 条ノ 1 を新たに設け、今年 7 月 1 日から一定の条件を満たした外国企業を対象に、付加価値営業税の還付を申請することができるように定めることにより、台湾企業も互恵原則に基づき海外の展示会などに出展したりビジネス活動を行ったりするのに納めた営業税の還付を申請することができるようにしたい。

ドイツの付加価値型営業税還付規則により、税金の還付が可能な項目は少なくない。出展はもちろん、参観、視察、会議やセミナーへの参加、短期訓練その他ビジネス関係の様々な活動のための出費は全て付加価値営業税が還付される対象になる。ネガティブリストで燃料費（ガソリン、重油など）を対象外としている。

❒台湾でビジネス活動を行う外国企業に対する付加価値型営業税の還付

2010 年 7 月 1 日から台湾国内で固定した営業場所のない外国の事業者、機関、団体、組織が同一年度内に台湾へ出展、出張、視察、市場調査、投資誘致、プロモーションなどといったビジネス活動を行うための商品購入又は労務報酬について支払った付加価値型営業税（VAT）が新台湾ドル 5,000 元（2010 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までは 2,500 元）以上の場合、付加価値型及び非付加価値型営業税法第 7 条ノ 1 及び「外国の事業者機関団体組織の中華民国国内における展覧会参加又は臨時の商務活動に関する付加価値型営業税の還付申請実施方法」により、

台湾の税務機関に税金の還付を申請することができる。
注：

１.「付加価値型及び非付加価値型営業税法」第 7 条ノ 1 により、外国の事業者、機関、団体、組織は、中華民国に固定した営業場所がない場合、一年以内に中華民国国内で展覧会に出展し又は臨時のビジネス活動を行うための商品購入又は労務報酬について支払った付加価値型営業税が一定の金額に達するときは、税金の還付を申請することができる。但し、互恵原則に基づき、その外国も中華民国の事業者、機関、団体、組織に対し同等の待遇を与え又はこれに類する税金の徴収を免除する場合に限る。

２.「外国の事業者機関団体組織の中華民国国内における展覧会参加又は臨時の商務活動に関する付加価値型営業税の還付申請実施方法」により、台湾国内で固定した営業場所のない外国の事業者、機関、団体、組織が同一年度（台湾の会計年度は 1 月 1 日~12 月 31 日）の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に台湾へ出展、出張、視察、市場調査、投資誘致、プロモーションなどといったビジネス活動を行うための貨物購入又は労務報酬について支払った付加価値型営業税（VAT）が新台湾ドル 5,000 元以上の場合、貨物購入又は労務報酬支払の次の年 1 月 1 日から 6 月 30 日までにまとめて、貨物購入又は労務報酬支払の際に納めた営業税の還付を申請することができる。但し、証憑を取得・保存していない、又は第 19 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定に該当する場合においては適用しない。（2010.08/2010.06）

J100824Y8

05　ルクセンブルクと金融監理 MOU に調印、更なる市場開放への第一歩

我が国金融監理委員会（以下、金管会）は 8 月 23 日、ルクセンブルクの金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Frinancier）と金融市場の監理協力に関する覚書に調印したことにより、両国は互恵原則に基づき、関連法規の対比及びファンドの監督・管理に関する覚書の調印を通じて、ファンドマネジメントや市場開放で協力関係を強化する。

台湾における外国ファンド規模はおよそ新台湾ドル 2 兆元（1 元＝2.6 円）余りで、そのうちルクセンブルクの業者が募集するファンドだけで 77%を占め、1.6 兆元余りに達する。覚書調印後、金管会がルクセンブルク現地のファンド運用会社の詳細を把握しようとするときは、ルクセンブルク金融当局に協力を求めることができ、我が国投資家の権利確保に大いに寄与する。またファンドに関する覚書の調印ができれば、台湾投資信託業者も向こうでファンドを募集・販売することができる。

今のところ、金管会は 36 か国・地域の 42 の金融監理機関と異業種或いは単一業種の金融監理について何らかの形で協力関係を築いている。（2010.08）

J100823Y8/J100822Y8

06　日本医療サービス業と連携で中国進出　ECFA 締結に伴うビジネスチャンス到来

金融危機や円高の影響で、日本企業は近年会社経営のコストダウンや事業規模の縮小、採算が取れない事業の見直しに力を入れ、大手企業の協力業者である中小企業も大きな衝撃を受け、このような局面を打開するために海外企業と提携するチャンスを模索している。台湾の企業は国際化が進み、外国語能力、海外市場の開拓能力、弾力性、協調性が高く、さらに今年 6 月末に中国と知的財産権保護協定を含めて ECFA（経済協力枠組み協定）に調印し、関税の引き下げなど有利な材料が出そろったことから、東アジアにおける台湾企業の存在感はこれまで以上に大きくなっていくだろう。日本の野村総合研究所の調査で、日本企業が独資で中国へ事業を展開する場合の成功率は 68%、台湾企業と資本提携などで中国市場に進出する場合の成功率は 10 ポイント上がって 78%へ、技術提携、策略連盟、合弁・買収などの形で双方の優勢を生かせば、より高い成果が得られるという。

台日企業の連携を強化するため、経済部投資業務処及び日本のみずほフィナンシャルグループは今年 1 月 19 日、経済部において台日間の投資促進及び第三国における交流・提携の協力に関する覚書に調印した。

ECFA におけるサービス業の投資開放項目のアーリーハーベストで、中国は台湾医療サービス業の業者が合弁、連携で病院を経営することを認め、また上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省で独資による病院開設もできる。さらに台湾の「海峡両岸の医療及び健康産業発展協会」はすでに中国市場に進出し、山東省、江蘇省、四川省重慶市などの地方自治体と協力覚書に調印している。経済部投資業務処は台湾と日本の医療健康産業がともに中国医療保健市場に参入するのを推進するため、駐日経済グループと日本みずほ銀行を通して、同協会が日本医療機器協会、日本医療介護協会、日本分析機器工業会と商談を行う場を設け、協会間の協力覚書調印により台湾と日本の医療保険業者の長期的な協力体制を立ち上げたいとしている。(2010.08)

J100802Y8
07　金融消費保護法案、株や先物以外の小口取引紛争を専門機関で処理

金融商品の取引紛争の解決、金融業の革新を励まし、並びに金融業のリスク管理を強化するための「金融サービス業法」が行政院で退けられたのを受けて、金融監理委員会（以下、金管会）は新たに株、先物以外の金融商品への投資をめぐる紛争処理に関する金融消費保護法案を提出し、イギリスの FOS（Financial Ombudsman Service）を手本に、専門機関を設置して 150 万元以下の小口の投資をめぐる紛争事件の処理・評議にあたる。

金管会によれば、金融機関の相次ぐ経営破たんから世界中に広がる信用不安を解消する対策として最近アメリカで成立した金融改革法案で金融商品の取引紛争の処理にあたる専門機関の設置を決めている。台湾でも相場の暴落や投資会社の説明、情報提供が不十分などの原因で投資していた外国債券（仕組債：Structured note など）や株が目減りし元金が返ってこないことが問題になり、個人投資者たちが銀行の前で抗議する場面がマスコミを賑わしたことから、アメリカのようにこうした紛争を処理する専門機関を設置する必要がいきなり台湾の金融当局にとって喫緊の課題となった。

金融消費保護法案のポイントは、主に外国債、投資信託、派生的金融商品などの金融商品の取引をめぐる紛争の処理・評議を行う体制作りや専門機関の設置。専門機関の運営に要する経費は、FOS のように金融機関が毎年納入する料金や案件処理の手数料で賄う。(2010.08)

J100831Y9/ J100828Y9/ J100826Y9
08　行政訴訟制度改革　来年三級二審制へ

行政訴訟法及びその施行法、行政裁判所組織法、知的財産案件審理法、知的財産裁判所組織法の一部を改正する案が 8 月 26 日の司法院会議を通過し、近く立法院に送られることになっている。

現行行政訴訟制度は 2000 年 7 月 1 日より従来の一級一審制から二級二審制に改められ、台北、台中、高雄に高等行政裁判所を三か所設置したが、これらの地域以外の住民にとってやはり便利になったとは言えない。国民がより審理に参加しやすいようにするため、司法院は行政訴訟を三級二審制に改める方針を固め、制度の改正に備えて 2011 年に各地方裁判所に行政訴訟法廷を設け、簡易手続きが適用される行政訴訟事件の第一審及び行政事件に関連する保全手続き、証拠保全、強制執行を受理し、一方、通常の裁判所が扱う道路交通管理処罰条例違反事件の裁決については、行政訴訟手続きにより行うことにしている。

上記法案のポイントはそれぞれ次のように整理する。

一．行政訴訟法

（一）三級二審へ：地方裁判所行政訴訟法廷は行政訴訟法にいう行政法院（裁判所）に該当する。簡易手続きが適用される行政訴訟事件、行政訴訟における強制執行事件及び現在通常の裁判所が扱っている交通裁決事件は全て地方裁判所行政訴訟法廷が審理を行うことになる。

（二）司法判断統一のため高等行政裁判所による簡易訴訟事件の最高行政裁判所への移送が

可能：簡易手続きが適用される行政事件は地方裁判所行政訴訟法廷を第一審裁判所、高等行政裁判所を第二審裁判所とする。法律審と位置付けられるため、その判決への控訴、又はその裁定（日本では「決定」をいう）への抗告は原裁判の法令違反があった場合に限る。簡易訴訟は原則として口頭弁論によって行われる。また高等行政裁判所を終審とする場合、司法判断の不一致が生じるのを避けるため、裁判の見解を統一する必要があると認めるときは、高等行政裁判所は裁定をもって最高行政裁判所に事件を移送して審判を仰ぐことができる

（三）交通裁決事件の行政訴訟手続き適用。

交通裁決事件は二審で終わる。地方裁判所行政訴訟法廷を第一審裁判所、高等行政裁判所を第二審裁判所とし、口頭弁論を行わなくてもよい。このほか、「再審査」という制度を新たに設け、被告機関は起訴状の謄本を受け取った後、再審査を行わなければならない。再審査の結果、原裁決が違法又は不当であると認めるときは、自ら原裁決を取消し又は変更したうえ、裁判所に報告しなければならない。原告の請求どおり処分を行わない場合、再審査の記録及び原処分ファイルを添付して答弁状を裁判所に提出しなければならない。被告機関は原告の請求どおり処分をした場合、原告が起訴を取り下げたとみなし、裁判所は職権により裁判費用を還付しなければならない。

二．行政訴訟法施行法

地方裁判所に簡易訴訟手続き適用行政事件及び交通裁決事件を扱う行政訴訟法廷が設置されることに伴い、行政訴訟法改正法施行前に係属中の未済簡易事件及び道路交通管理処罰条例違反への異議申立ての管轄裁判所及び適用手続きを明確に規定する。

また、改正行政訴訟法施行前に高等行政裁判所に係属中の強制執行事件に関し、執行開始前、又は執行中のものは、改正法施行後、全て地方裁判所行政訴訟法廷に移送する。

三．知的財産案件審理法第 30 条ノ 1

当事者の利益確保のため、知的財産関係行政事件に関し、簡易訴訟手続きが適用されない規定を新たに設ける。即ち、知的財産関係行政事件は一律に通常訴訟手続きを適用する。

四．行政裁判所組織法第 3 条~第 4 条、第 7 条

三級二審制への制度改正に備える審級組織（審判を行う裁判所間）の調整

（一）簡易訴訟手続き適用行政事件の第一審は地方裁判所行政訴訟法廷が扱う。

（二）行政訴訟法廷設置後、高等行政裁判所が受理する事件は主に、

１．訴願決定又は法律により訴願決定とみなされる審決への不服申立て（通常訴訟手続き）。

２．地方裁判所行政法廷第一審判決への不服申立て（控訴）。

３．地方裁判所行政法廷裁定への不服申立て（抗告）。

４．その他法律により高等行政裁判所が管轄する事件。

五．知的財産裁判所組織法第 6 条

知的財産案件審理法第 30 条ノ１の改正に合わせて、知的財産裁判所における行政訴訟審理は、三人の裁判官による合議制で行う。（2010.08）

J100812Y9/J100830Y9

09　民事工事紛争事件扱う専門法廷　9 月 1 日から運営

2009 年 10 月 28 日、台北地方裁判所に設置されることが決まった「民事工程專業法廷」（工事関係の民事事件を扱う専門法廷）は 9 月 1 日に発足した。この専門法廷の下にさらに二つの法廷に分けて審判を行い、法廷長 1 人、裁判長 1 人及び裁判官 12 人からなる。

近年、工事紛争の民事事件は年々に増え、巨額の費用がかかる営造工事をめぐる紛争を速やかに解決しなければ国の経済利益に影響しかねないので、司法院は 2008 年末に法院（裁判所）組織法第 14 条により工事専門法廷の設置を準備する方針を固め、同法廷で審理にあたる裁判官の訓練、同法廷の審理範囲などの関連事項について計画を立てて、2009 年 12 月、行政院公共工程委員会の協力を得て専門裁判官の訓練を実施することにした。2009 年 4 月 22 日の立法院会議を通過した営造業法改正案により、司法院は裁判所を指定して「工程專業法廷」を設置し、営造工事関連の専門知識又は審判経験を有する裁判官により営造業法第 3 条に定める営造業、総合営造業、専業営造業及び土木請負業などの業者が土木、建築及びその関連業務を請け

負うことにより生じる工事紛争事件を扱う。

現在、重大の営造工事紛争をめぐる民事事件につき、ここ三年間第一審民事訴訟「建」字類（訴訟事件の分類番号）の 1 年あたりの新受件数は台北地裁が 2006 年の 450 件、2007 年の 388 件、2008 年の 490 件と最も多く、年間平均新受件数は 442.67 件、平均して毎月 36.89 件。次は台中地裁の年間平均新受件数が 213 件、高雄地裁は 210 件、月間平均受理件数は約 16~18 件程度、その他の地方裁判所の場合は１桁にとどまることが多く、この類の事件を受理したことのない裁判所もあるという。工事関連紛争民事事件の多くが台北地裁に集中し、当事者が訴訟をする便利性、そして裁判官の人数を考慮して台北地裁に設置することが決まった。（2010.08）

台湾知的財産権関連判決例

01　特許権関連
外国特許権侵害への警告書について－最高行政裁判所 96 年度判字第 1397 号判決を論じる

１．事案概要

（１）この事件は控訴人 X 社はアメリカで取得した特許権を根拠に、わが国においてわが国のライバル Y 社の取引相手方 Z 社宛てに警告書を発し、その内容に Z 社が Y 社係争製品を購入する可能性又はすでに購入しており、控訴人 X 社の米特許を侵害することに関わったことに言及し、かつ米国の法律顧問の鑑定意見及び専門的判断（警告書に添付されず）に基づき、Z 社が Y 社の特許侵害物品を応用してどのような結果になりうるかについて説明した。訴外人 Y 社は被控訴人の公平取引委員会（以下、「公平会」）に摘発し、「控訴人 X 社とはライバルであり同業者でもある。控訴人が発した警告書の内容は Y 社の商業上の信用に損害を与えることを目的とするもので、Y 社の取引相手方に Y 社製品の購入を拒絶させる意図があり、公平取引法第 19 条第 1 号、第 22 条及び第 24 条に違反する」と主張する。

（２）公平会が調査した結果、係争警告書が最終的に発送された行為が行われた場所（行為地）及び警告書を受け取った場所（受取地）はいずれもわが国国境内にあり、受取人はわが国事業者で、関連製品も国内市場で製造されるものであり、かつ控訴人によるライバル社の潜在的取引相手方への特許侵害関連警告書の送付はわが国市場取引秩序に影響するに足りる公平さを欠く行為であり、公平取引法第 24 条規定に反するとして、同法第 41 条前段規定により、2003 年 10 月 3 日付公処字第 092166 号処分書をもって、控訴人に対し処分書が送達された日の翌日から、直ちに前項違法行為の停止を命じた。控訴人は当該処分を不服として、台北高等行政裁判所に行政訴訟を提起し、同裁判所が 93 年度訴字第 2126 号判決を以ってその訴えを棄却した後、更に最高行政裁判所に本件行政訴訟を起こしたが、その控訴も亦棄却された。

２．最高行政裁判所判決理由要旨

（１）公平取引法第 45 条により、著作権法、商標法又は専利法（特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）により権利を行使する正当な行為は、本法の規定を適用しない。知的財産権者への保障と公平取引秩序の維持との間に生じる衝突を調和するための規定である。若し事業者は競争の目的で専利法が付与する権利を濫用し、ライバルの取引相手方又は潜在的な取引相手方に対し任意で特許権侵害警告書を頒布し、そして警告書には専利権（特許権、実用新案権、意匠権をまとめていう）の内容、範囲及び侵害された具体的な事実を明確に陳述せずにして、警告書を受け取った相手方がライバルの商品若しくは役務を購入することで無意味な争訟に係わるのを恐れてそれを避けるため、取引を拒否し、不正競争を形成するとなると、これは専利法が保障する権利の正当な行使ではなく、公平取引法が市場競争行為を規制する範疇に入る。

（２）「事業者が著作権、商標権又は専利権の侵害に関する警告書を発する案件に関する処理原則」（以下、「警告書案件処理原則」）は、事業者が他人に知的財産権侵害警告書を頒布する案件を審理するために定められ、公平取引法第 45 条に定めた権利行使の正当な行為についての例示的書簡解釈であり、国民の権利行使に対して法律にない制限を加えていな

いため、法律上の保留原則に違反しない。

（３）警告書処理原則第 5 点が定めたところにより、「事業者が第 3 点又は第 4 点に定めた先行手続を実施せず、直接警告書を発する行為」を除くほか、取引秩序に影響するに足りるものであってはじめて公平取引法第 24 条に違反する。したがって、同原則第 5 点は単純に同原則第 3 又は 4 点を実施しなかったことを公平取引法第 24 条違反の要件とするのではない。

原判決においては、「係争警告書を直接発した行為は、その警告書の内容からみると、実に取引秩序に影響するに足りる著しく公平さを欠く行為であって、公平取引法第 24 条規定に違反する」としている。係争警告書が如何に公平取引秩序に影響するに足りるかについては、裁判官はその心証を得た事由を既に釈明したため、証拠及び論理法則のいずれにも反しない。

（４）知的財産権社が市場からその権利を侵害する可能性のある商品を発見し、直接侵害のメーカー又は同等な立場に立つ輸入業者若しくは代理業者に対して、侵害の旨の通知をし、（侵害の）排除を請求すれば、法により権利を行使する正当な行為に該当する。その内容が真実か不実かは別として、知的財産権に関する紛争に属し、公平取引法第 24 条が適用される余地はない。間接侵害の取次ぎ業者又は消費者（即ちライバルの取引相手方又は潜在的な取引相手方）に対しライバルがその権利を侵害する旨の表示（書面か口頭かを問わず）をした場合、若し確認及び通知の先行手続を経なければ、ライバルの取引相手方の疑念を招き、更に取引拒絶になりかねないので、公平取引法第 24 条においていう、著しく公平さを欠く行為に該当する。

本件控訴人による係争警告書は Z 社に発送したもので､公平会への摘発を行った Y 社宛てのものではないことから、明らかに係争警告書は控訴人が直接侵害をしたメーカーY 社に侵害の旨を通知し、排除を請求するものではない。また係争警告書の内容から、その目的はＺ社にＹ社が控訴人の特許権侵害に関わっていることを通知し､並びに Z 社がどのような仕入れの決定をするかを警告することにあり、Z 社に訴追或いは損害賠償額の起算・請求に関する意思表示をしていない。このため、係争警告書も Z 社に対する侵害通知及び排除請求ではないことから、専利権の侵害排除の主張に無関係である。係争警告書は Z 社による特許権侵害について為した正当な権利行使であるという控訴人の主張は明らかに事実ではなく、取るに足りない。

３．判決の分析

（１）わが国公平取引法第 45 条により、著作権法、商標法又は専利法（特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）により権利を行使する正当な行為は、本法の規定を適用しない。被控訴人は事業者間の公平な競争を確保し、取引秩序を維持し、並びに事業者が著作権、商標権又は専利権を濫用し、外部に不当にライバル相手がその著作権、商標権又は専利権を侵害する旨の警告書を送付することで不正な競争をもたらすことを有効に処理するため、1997 年 5 月 14 日に「警告書案件処理原則」を制定・公布しており、最近は 2005 年 9 月 16 日に改正されている。

司裁判所釈字第 548 号解釈は次のように明確に示している。「行政院公平取引委員会は事業者が他人に知的財産権侵害警告書を発することが公平取引法第 45 条の権利行使のための正当な行為に該当するかを審理するために為した例示的書簡解釈について、国民の権利行使に法律にない制限を加えておらず、法律上の保留原則に反しない。また授権が明確なのかの問題もなく、憲法にも抵触しない。」したがって、被控訴人が制定・発布した警告書処理原則で定めてある、事業者はどのような先行手続を実施すべきかの規定は、事業者に権利濫用の事情があるかないかを判断する基準とすることもできる。

然しながら、公平取引法は原則として国内でしか効力を持たないため、わが国国内の市場競争秩序のみを規制するのである。したがって、同条がいう専利権はこの範囲内においてはわが国の専利権のみをいう。本件で関わっている専利権は米特許で、その警告書が関わっている公平取引法の問題は、第 45 条による判断を経る必要のない不正競争の問題であり、独占的地位を有する事業者の不正競争ではない。これについて言えば、外国特許権に基づいた警告書も警告書案件処理原則の規定を遵守しなければならないという高等行政裁判所の判断を、最高行政裁判所は正さなかったことは実に議論されるべきところである。

（２）公平取引法第 19 条以下に不正競争の典型的な類型を例示してから第 24 条でこれをまとめる。したがって、わが国法律第 24 条は不正競争に関する一般規定である。然しながら、

他国科学技術と競争成果の模倣に有利なようにするため、科学技術がわが国進歩している日本の不正競争防止法は列挙主義をとっている。よって、わが国の包括規定の解釈は厳格に限定されるべきである。なぜなら、不正競争への規制は憲法中の経済自由権の例外であり、例外についての解釈は厳しくしなければならないからである。パリ条約第 10 条ノ 1 でいう「誠実な商業の実践に違反する」は加盟国現地の商業モラルと国の事情から具現化しなければならない。このため、わが国で「欺もう又は著しく公平さを欠く」行為に限定することは、パリ条約に反すると考えられるべきではない。わが国実務上公平取引法第 24 条の適用を拡大する傾向があることは条文の文義に反し、わが国事業者が外国技術を模倣する自由に必要のない制限を加えることになる。

本件判決では、控訴人Ｘの行為は欺もう又は著しく公平さを欠く行為とし、かつＸの特許は米特許であり、わが国の専利権ではない。このため、不正競争に関する包括規定に反し、その行為の違法性はもともと第 45 条の「正当な行使の判断」（知的財産権と競争制限防止法間の関係を定めるものであるため）を経る必要はなく、直接行為（たとえ特許権制限行為であっても）者の行為についてわが国第 19 条（一部）、第 20 条、第 21 条及び第 22 条等の個別かつ具体的な不正競争の類型の構成要件に該当するかを判断する。不正競争行為を構成しないときに、不当性を含めて再び第 24 条に定めた不正競争の包括規定に該当するかを判断する。本件が関わっている警告書送付行為は不正競争を構成するかはもともと公平会の処理原則（これは第 45 条についてのものである）に基づいて判断する必要はない。したがって、高等行政裁判所は当該処理原則を遵守しないから、第 24 条の欺もう又は著しく公平さを行為を構成するとし、書簡発信者の行為はアメリカ法の必要性に基づいて通知を行った行為そのものが不当性があるかを含めて第 24 条に包含された不正競争の包括規定に該当するかについて考慮しなかったことは実に妥当ではない。しかしながら、言うまでもないが、これはわが国実務上の一貫したやり方であり、わが国では立法を粗略に扱いすることにその根本的な原因があるように思える。

（３）本件最高行政裁判所判決では、「それは間接侵害の取次ぎ業者又は消費者（即ちライバルの取引相手方又は潜在的な取引相手方）に対し、ライバル相手がその権利を侵害した旨の表示（書面によるか口頭によるかを問わず）をする。若し確認及び通知の先行手続を経ていないことによって、（ライバル）相手の取引相手方が疑念を抱き、更に取引拒絶になった場合は、公平取引法第 24 条の著しく公平さを欠く行為を構成する。」とすることから、最高行政裁判所は、特許権の直接侵害に属する販売又は使用の行為（主観要件を必要とせず、直ちに侵害を構成する）を、幇助又は示唆・故意を必要とする間接な権利侵害行為と誤認している。米裁判所は、延々と権利侵害者（例えばメーカー）を起訴せずに、ただ裁判所に当該紛争を裁決させ、一途かつ持続的にそのライバルの顧客たちを警告することで競争上の優勢を獲得しようとすることを理由にその行為は悪意（bad faith）によるもので、不正競争を構成すると判断するケースがある一方で、多くの裁判所は権利侵害者（例えばメーカー）を起訴しないことだけで悪意（bad faith）とする唯一の判断基準とすべきではない。このため、権利侵害者（例えばメーカー等ライバル）を起訴し又は警告することで、ライバルの取引相手方への警告の前提とすることができない。

（４）アメリカ法は、権利侵害行為について知悉した権利侵害者に対してのみ損害賠償を請求することを認める。この「知悉」には、擬制の知悉（即ち特許物品に又はその包装ラベルに「patent」又は「pat.」及び特許番号の表示がある）、及び実際の知悉（即ち特許物品には特許表示の事実がないが、特許権者が実際にその者に対して権利侵害を通知したときから、または権利侵害訴訟を提起したときから）がある。

本件控訴人Ｘは直接侵害に関わる可能性のある取次ぎ業者に通知した行為は、その「米特許」を行使し、かつ将来損害賠償を請求するために米特許法に定めた法律要件を実践するものといえ、確かに米国特許権の行使行為に属する。このため、わが国公平会はその警告書送付の行為がわが国公平取引法第 24 条に違反するかを考量するときに、わが国特許権の行使ではないため、本文の前述の見解から第 45 条の判断を経る必要はなく、直接その行為が公平取引法第 24 条の欺もう又は著しく公平さを欠く行為に該当するかどうかその不当性を判断すればよい。この場合においては、当該警告書送付行為は米特許法が定めて委損害賠償要件を実践するためのものであることは考量に入れられるべきであって、公平会の処理原則はただ参考にするだけのものに過ぎず、唯一の判断基準ではない。

最高行政裁判所は、特許物品の購買者又は取次ぎ業者も特許権の直接権利侵害者であることを忽略し、損害賠償を請求する場合（例えばそれらが当該特許物品をアメリカへ輸入

するときに)、アメリカ法上確かにそれらに対し権利侵害を通知する必要がある。

（５）本件において、最高行政裁判所は「知的財産権者が市場にその権利を侵害する製品を発見した場合、直接侵害に関わるメーカー又は同等な立場に立つ輸入業者又は代理業者に対し、侵害の旨を通知して排除を請求することは法により権利を行使する正当な行為であり、その内容は真実か虚偽かを問わず、知的財産権の紛争に属し、公平取引法第 24 条が適用される余地はない。」としている。

最高行政裁判所はここでメーカーに対する特許侵害警告も故意の妨害を構成し、公平取引法第 24 条に違反する可能性があることを忽略するだけでなく、警告を受けた者はライバルの取引相手方であってもライバルへの故意の妨害を構成しうる。このため、本件においても控訴人ＸのＺに対する警告行為はＹへの欺もう又は著しく公平さを欠く行為かを論ずるはずである。最高行政裁判所は判決の蓄積により、公平取引法第 24 条に包含された故意の妨害を具体的に類型化して一般の見解を形成し、現行の第 45 条の判断基準を放棄すべきである。

４．まとめに

特許権の属地的性格から、わが国市場力を生み、わが国公平取引法の競争制限と衝突を生じ、公平取引法第 45 条によって協調を必要とするものは、わが国専利権の行使行為に限る。したがって、公平取引法第 45 条の判断を経る必要があるものはわが国専利権をはじめとした知的財産権の行使（例えば警告書送付行為）で、わが国公平取引法中競争制限防止規制に関するものに限る。これは日本の独占禁止法 21 条が独禁法の適用を排除することから分かる。若し知的財産権の行使行為に関する不正競争規定であれば、例えば公平取引法第 20 条（表徴模倣）、第 21 条（不実の陳述と広告）、第 22 条（信用妨害、営業誹謗）及び第 24 条（その内容は不正競争の一般規定を含む）は知的財産権に関する補充規定であり、その適用はそもそも第 45 条の判断を経る必要はない。これは本文中のアメリカ法、ドイツ法及び日本法に関する紹介を参照すれば分かる。本国と外国の知的財産権行使行為（例えば警告書送付行為）は不実広告、信用妨害あんたはその他著しく公平さを欠く不正競争行為を構成するかは先に第 45 条の判断を経る必要はなく、直接その権利行使行為の内容から公平取引法第 21 条、第 22 条及び第 24 条（不正競争を含む一般規定）の構成要件を満たすかを判断すればよい。このため、大法官釈字第 548 号解釈では、「警告書案件処理原則」は公平取引法第 45 条に関する解釈的行政規則であると考えることは誤解があるようである。本件高等行政裁判所は、当該処理原則を遵守しなかったことだけで、第 24 条の欺もう又は著しく公平さを欠く行為に該当するとし、当該警告書送付時の周囲の状況から、警告書発信者による送付行為は不正競争行為を構成する不当性（欺もう又は著しく公平さを欠く行為）があるかどうかを、総合的に判断しなかったことは妥当ではない。

Attorneys-at-Law

02 商標権関連

中国で著名商標と認定された中国三一自動車グループの商標とベンツ商標の類否をめぐり、他国で類似を構成しない判断が出ているものの、台湾では登録されて 40 年間経ったベンツに関する諸商標と、登録して僅か 3 年の係争商標が長年市場に並存することが認められず、かつ外観の構図が類似し、混同誤認を生じるおそれがあることが否めないため、無効審判が成立し、係争商標が取り消された事例

■ハイライト

中国三一自動車グループは同社所有の登録商標「SANY と図」(以下、係争商標。詳細は添付図をご参照）をめぐる無効審判事件で知的財産局を相手に台湾の知的財産裁判所で争っている。もう一方の当事者はメルセデス・ベンツを製造するダイムラーAG。知的財産裁判所によれば、登録商標 SANY の図形が BENZ 商標中の図形に類似し、台湾の消費者に混同誤認を生じさせる可能性があるとして、中国三一グループに敗訴を言い渡した。

中国自動車会社が台湾で商標権を争う事件は今回が初めて。ドイツダイムラー社が製造する高級乗用車ベンツの商標「Mercedes-Benz と図」(以下、引用商標。添付図をご参照）は 1968 年に台湾で商標登録されて 40 年間、乗用車、バスを問わず、台湾の消費者にとって高級車としてのイメージが根強い。

中国三一自動車グループは 2006 年 8 月、係争商標についてトラック、バス、自動車等 15 車種を指定商品に、知的財産局に商標登録出願し、第 1256163 号商標として登録されている。ところが、ダイムラーは中国三一グループの係争商標とベンツに関する五つの商標が似ていて、商標法により登録されてはならないとして係争商標についての無効審判を請求した。

知的財産局で審査したところ、係争商標は確かに商標法が禁止する類似商標の登録不可の事由に該当すると認定し、2008 年 5 月、係争商標の登録を取り消した。三一グループはこの結果を受け入れられず、訴願手続をとったが、訴願決定でも知的財産局の見解が維持されたため、三一グループは行政訴訟を起こした。

三一グループは、「係争商標が 1995 年 10 月に中国で登録されて以来、SANY と Benz の商標及び図形は中国と国際市場で長年にわたって並存し、各自の知名度があり、また顧客層もある。今まで混同誤認により誤って購入したケースは起きていない」と主張する。また、両商標の類否をめぐり、ペルー、フランス、マカオの初級裁判所からはいずれも両商標が類似を構成しないとの裁定又は判決が下されている。

然しながら、知的財産裁判所は判決で、商標に対する保護は属地主義をとっており、両商標の図形は各国で使用される状況は一概に言えず、他国裁判所の判断を引用することが難しく、両商標について、たとえ専門知識を有する消費者であっても、やはり両商標が使用された商品は同一出所からのシリーズ商品、又は両商標の使用者の間に関係企業、使用許諾関係その他のこれに類似する関係が存在すると誤認する可能性があり混同を生じることになりかねない、としている。

※ ダイムラーAGは、その 100 年以上にわたる長い歴史の中で、自動車エンジニアリングにおける数々の先駆的な業績を成し遂げてきました。
今日、ダイムラーは、高級乗用車の有力サプライヤーであると同時に、世界最大の商用車メーカーとして、世界のほぼすべての国において強力なブランド、コンパクトカーから大型トラックに至る自動車製品およびサービスを提供しています。

知的財産裁判所行政判決
裁判番号：97 年度行商訴字第 91 号
裁判期日：2009 年 03 月 05 日
件名：登録商標の無効審判

原告：中国三一グループ
被告：経済部知的財産局
参加人：ドイツ企業・戴姆勒股份有限公司（Daimler AG）

上記当事者間における商標の無効審判事件につき、原告は経済部中華民国 97 年（西暦 2008 年）8 月 28 日経訴字第 0976112070 号訴願決定を不服として、行政訴訟を提起し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文
原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一．事案概要

原告は 2006 年 8 月 25 日に「SANY と図」（添付図を参照）について商標法施行細則第 13 条に定めた商品及び役務分類表第 12 類の「コンパクトカー、大型トラック、バス、モーターサイクル、モーターカー・・・」を指定商品に被告の知的財産局に登録出願をした。知的財産局で審査したところ、第 0000000 号登録商標として認めた。その後、参加人ドイツ企業ダイムラー台湾は登録商標第 45837、45838、45839、45840、37053 号商標（以下、諸引用商標）を以って、係争商標の登録は商標法第 23 条第 1 項第 12 号、第 13 号及び第 14 号に反するとして、無効審判を請求した。被告で審査した結果、係争商標は商標法第 23 条第 1 項第 13 号に反するとして、2008 年 5 月 19 日中台評字第 960276 号商標無効審判審決書をもって係争商標の登録を取り消すべき処分をした。原告はこれを不服として訴願を提起し、棄却されたため、行政訴訟を起こした。

本件の争点：係争商標は果たして参加人の同一又は類似商品に係る引用登録商標と同一又はこ

れに類似し、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、商標法第 23 条第 1 項第 13 号に違反するか？

二．理由

（１）商標法第 23 条第 1 項第 13 号により、他人の同一又は類似の商品又は役務について使用する登録商標又は出願が先になされる商標と同一又はこれに類似のものであって、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある商標は登録されない。いわゆる「関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの」とは、両商標は同一又は類似を構成し、関連消費者が同一商標と誤認し、又は両商標は同一商標であると誤認するには至らないが、両商標の商品（役務）は同一出所からの系列商品（役務）と誤認する可能性が極めて高い、又は両商標の使用者の間に関係企業、使用許諾関係、加盟関係その他これに類する関係が存在すると誤認することをいう。混同誤認のおそれがあるかどうかを判断するにあたって、商標識別力の強弱、商標の類似及び商品（役務）の類似等関連要素の強弱程度、相互に影響し合う関係及び各要素等を参酌して、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあることに達するかを総合的に認定しなければならない。

（２）本裁判所で調べたところ、両商標は時と場所を異にして離隔的観察をすると、その外観の構図は極めて類似するほか、両商標の指定商品はいずれも高価格の車種で、通常の場合、消費者が購入するときに確かに比較的高い注意を払い、両商標間の差異を比較的区別することができるのだが、諸引用商標の図形は周知の図案ではなく、また指定商品の形状とは完全に無関係であるため、その出所識別力が非常に強いから、両商標は高度に類似する商標であると考えるべきである。このほか、係争商標は文字と図形の組み合わせからなり、文字と図形はいずれも商標の相当な比例を占めるから、両方とも主要かつ顕著な部分であるという印象を消費者に与える。文字がその要部であるため、係争商標の「SANY」のみを諸引用商標と比較する部分とすることが言いがたい。さらに、参加人の登録済み諸引用商標のうち、第 45837、45839，45840，37053 号商標は図形のみからなり、外国文字を付け加えておらず、外円周に外国語文字を付け加えたのは第 45838 号商標だけ。上記諸引用商標はいずれも 1968 年 1 月 3 日に各種モーターカー及びその部品を指定商品に登録出願をしたもので、長期にわたって使用していた結果、モーターカー及びその部品商品の消費者にはシリーズ商標の印象が残っている。そして係争商標に付け加えた英文字「SANY」は第 45838 号引用商標に付け加えた外国語文字「MERCEDES」、「BENZ」とは呼称（読み方）又は観念においては同一でなく類似でもないものの、係争商標と諸引用商標の図形の外観の構図は極めて類似し、またモーターカー等車関連商品を商標を使用する商品に指定することから、消費者が同一業者のシリーズ商品と誤認する可能性がある。

（３）次に、係争商標は大型トラック、バス、コンパクトカー、オートバイ、モーターカー等車種に使用することを指定する。そして諸引用商標は各種モーターカー及びその部品商品に使用することを指定する。両者の機能、用途、販売ルート及び販売市場は同一又は類似する。若し同一又は類似の商標を表示すると、一般の消費者がそれが同一又は同一ではないが、関連性のある出所からの商品と誤認する可能性があるため、両商標の指定商品間に相当程度の類似関係が存在する。

（４）原告は係争商標は数多くの国で登録され、かつ中国では著名商標であり、諸引用商標とともに中国及び国際市場に長年並存し、実際に消費者が混同誤認を生じたことがなく、諸引用商標と区別ができると主張する。但し、参加人が提出した新聞紙や雑誌の広告、報道記事のコピー及び中国時報（朝刊）、中国晩報（夕刊）聯合報、自由時報、工商時報、経済日報、民生報、民衆日報、音響論壇、汽車鑑賞、汽車購買指南、ゴルフダイジェスト、今週刊等新聞や雑誌からみると、諸引用商標が台湾で実際に使用されていた時間が非常に長く、かつ使用範囲も広い。諸引用商標が係争商標の出願日（2006 年 8 月 25 日）前には既に広くわが国消費者に熟知されていることが分かる。

係争商標は 2007 年 4 月 1 日に登録が認められたのであり、わが国で使用した証拠として原告が二部の契約書を提出したことから、係争商標はわが国では未だ広く使用されていないことが分かり、両商標がわが国で長年並存すると認めがたい。一方、係争商標は中国、ネパール、カンボジア、メキシコ、ヤンマー等で商標登録を認められ、かつ中国国家工商行政管理総局が 2005 年 12 月で係争商標を著名商標と認定し、同局商標局も 1997 年 4 月 18 日に係争商標について無効審判不成立の決定をしたし、ペルーとフランスの商標所管庁、マカオの初級裁判所もそれぞれ両商標が類似を構成しないと裁定し又は判決している。

然しながら、商標の使用期間が長ければ、使用範囲が広いほど、国内の消費者が当該商標の存在を認知し、その出所を識別することができると、当該商標の登録が認められる可能性が高くなる。然しながら、商標に対する保護は属地主義をとっており、係争商標が各国で使用される状況が一致ではないため、これを根拠に援引することが難しい。

（５）諸引用商標が 1968 年には既に登録され、さらに両商標の図形の類似及び商品類似の程度、また双方当事者が提出した商標使用証拠等要素を参酌して、たとえ原告が述べたように係争商標の指定商品の消費者がプロであっても両商標に係る商品が同一の出所のシリーズ商品、又は両商標の使用者の間に関係企業、使用許諾関係、加盟関係若しくはその他これに類する関係が存在すると誤認し、混同誤認を生じる可能性がやはり否めない。したがって、係争商標の登録は商標法第 23 条第 1 項第 13 号の適用がある。

添付図：係争商標及び諸引用商標

SANY 係争商標	MERCEDES BENZ 第 45837 号登録商標	第 45838 号登録商標
第 45839 号登録商標	第 45840 号登録商標	第 37053 号登録商標

03　公平取引関連
信義房屋広告不実

■ハイライト

（１）公平会は民眾と不動産業者から告発を受け、信義房屋がサイトでの広告で「支払いの安全保障－不動産売買の契約実行保証」、「銀行が対応し、売買双方の財産権／支払いの安全を保証し、すべてのリスクをゼロにする」と宣伝したが、公平会は実際の取引結果を調査したところ、契約実行の保証ができないばかりか、全くのゼロリスクでもないことを発見したので、当該広告が不実であると認定し、120 万台湾ドルの過料を科した。

（２）信義は不満として、「契約実行保証の委任契約書の代行」は一定の事務を代行するのみの委任契約で、保証責任を負う必要がなく、保証契約でもないので、広告は誇大、不実ではないと強調した。

（３）裁判所は、「保証」とは、民法規定または一般的な社会通念を問わず、「保証人が他人に代わり債務もしくは責任を負う」ことの意味で、信義房屋は「不動産売買の契約実行保証」、「リスクをゼロにする」をスローガンに掲げたので、「サービス提供者或いは保証銀行が売買取引過程で発生するリスクを引き受ける」と消費者に認知、または期待させる可能性があるが、実際上、保証銀行は違約者に代わり債務を履行したり、更に被保証人に代わり違約者に対し賠償を請求したりする義務がないので、広告は明らかに不実である。

（４）公平会は、信義房屋が不動産仲介市場のリーダー役であり、毎年の營業額が 50 億台湾ドル近くに達し、その上、当該違法広告の掲載が既に十年をこえていること等を考量し、120 万台湾ドルの過料を科し、裁判所も妥当であると認定し、公平会の処分を維持し、

TIPLO Attorneys-at-Law

信義房屋の請求を棄却した。

１．
裁判番号：96 年度訴字第 3284 号
裁判期日：2008 年 6 月 12 日
裁判概要：公平交易（取引）法
関連法条：公平交易法第 21 条

２．
原告：信義房屋仲介股份有限公司
代表人：甲〇〇
被告：行政院公平交易委員会

３-１主　文
原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告が負担する。

３-２事実概要
民衆は、原告がそのサイトでの部屋仲介の広告で「支払いの安全保障－不動産売買の契約実行保証」、「銀行が対応し、売買双方の財産権を保証する／支払安全、更に安信建築経理公司が、公正な第三者の役割としてすべての事項を処理し、もし取引過程でいかなる方に違約の事情が発生し、調査を経て事実であると確認された場合、銀行が対応し、あるべき賠償責任を負い、すべてのリスクをゼロにする」（即ち「不動産売買の契約実行保証」制度及び「銀行が取引のゼロリスクを保証する」、以下係争広告と称する）と宣伝していると告発したが、被告は実際の取引結果を調査したところ、契約実行が保証できないばかりか、全くのゼロリスクでもないので、虚偽不実若しくは錯誤を招く不実な広告であると認定し、原告が係争広告で「不動産売買の契約実行保証」、「リスクをゼロにする」と宣伝したことについて、そのサービスの品質、内容が虚偽不実若しくは錯誤を招く表示が、公平交易法第 21 条第 3 項が同条第 1 項を準用する規定に違反したとして、同法第 41 条前段の規定により、2007 年 4 月 13 日公処字第 096075 号処分書（以下原処分と称する）送達の翌日から、前項の違法行為を直ちに停止するよう被告に命じ、被告に対する 120 万台湾ドルの過料を科した。被告は不服として行政院に訴願（日本の不服申立てに相当）を提起したが、棄却された。

３-３判決内容及び理由概要
（１）契約実行保証について、現行法令には明文で規定された定義がないが、保証で表明した以上、当然法令規定または一般的な社会共通の概念に該当する必要があり、自ら発明し、解釈するものではない。保証の定義は、民法規定、または一般的な社会通念を問わず、保証人が他人に代わり債務または責任履行の責任を負うことをいう。
（２）告は係争広告で「不動産売買契約の実行保証」、「リスクをゼロにすること」等を称し、且つ「銀行が対応し、保証すること」、「あるべき賠償責任を負うこと」及び「リスクをゼロにすること」等の文字説明が、「売買取引の過程で発生する可能性がある全部、または主なリスクは、すべてサービス提供者もしくは保証銀行が負い、買い手または売り手は当該リスクと責任を負担する必要がないこと」を一般的な取引相手に認知、期待させることになる。
（３）かし係争契約の実行保証に関する契約の約定では、保証銀行は違約の方に代わり被保証人に対する債務を履行した後、被保証人に代わり違約者に賠償を請求する義務がないので、明らかに民法または一般的な社会通念で認知されている保証の機能がない。係争制度実施の結果は、広告で宣伝された契約の実行保証、保証銀行が対応し、あるべき賠償責任を負い、すべてのリスクをゼロにするとの効果に達しない。調べたところでは、実際の情況と一致しておらず、そのサービスの品質、内容が虚偽不実若しくは錯誤を招く表示であるので、虚偽不実及び錯誤を招く不実な広告であると認定される。
（４）件告発人の一人である不動産仲介業者は、仲介業務執行の過程で、顧客が原告の広告に保証効果があることを信用し、原告の誇大な報道で競争の劣勢に立たされることを避けるために、原告の不実な広告と不公平競争の行為を被告に告発した。従って、係争広告が錯誤を招くまたは決定の程度は、原告が称したような極めて少ないケースではなく、その影響は、係争広告を信用し、誤った認知及び期待から発生する一般的な消費者の権

益に損害を与えるばかりでなく、関連の不動産仲介市場の法律を守る同業及び取引秩序にも、重大なマイナス影響を及ぼし、実に厳重に公共利益を侵害するものである。

（５）原告は被告の 1997 年 7 月 30 日の第 300 回委員会議の決議に従い、不当な期待の発生を避けるために、広告で充分な告知の義務を果たし、消費者に当該制度を認識させることなく、且つ被告の 1999 年 7 月 7 日の第 400 回委員会議で認定された違法な「ゼロリスク」用語を採用したので、原告の係争広告には錯誤を招く事情があると認定し、広告作成の時に故意または過失がなかったとは言えず、明らかに公平交易法第 21 条の規定に違反するとして、被告に 120 万台湾ドルの過料を科したことは、妥当である。

TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorenys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2010 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO Attorneys-at-Law